(日本マレーシアEPA譲許表の場合)

### マレーシアの特恵税率はマレーシア側譲許表に記載

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
HS	Description of goods	Base Rate	Category	Note
7220 12	of a thickness of less than 4.74 mm:			
	Hoop and strip:			
7220 12 110	not exceeding 24 mm in width	10%	B5	13
7220 12 120	exceeding 25 mm not exceeding 400 mm in	10%	B4	13
	width			
7220 12 190	other		Α	
7220 12 900	other		A	
			1	
<u> </u>				
	基準税率		でのスケジュー	
┗━■ 当該品目のHSコード	必ずしもMFN税率 (上6桁は国際共通) に一致しない		書1第1部一般的 欠頁参照)	
(5、6頁参照)	10 2000	<u> </u>		

附属書1第3部マレーシアの表についての注釈 (252頁参照)

13. (a) As from the date of entry into force of this Agreement, customs duty shall not be applied, provided that:(以下省略)

http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex1.pdf

(注)協定Annex 1(附属書1)の関税スケジュール表は日本側、相手国側両方ともに同じ表形式で記載されていて、間違えやすい。マレーシア側の譲許スケジュールは、Part 3 Section 1 Notes for Schedule of Malaysia (249頁~570頁)参照。

日本マレーシアEPA譲許表の場合

### 譲許表Column 4

コラム4	内容	備 考
Α	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な 関税引き下げ 基準税率から「n+1回」で撤廃	段階的関税引き下げ・撤廃品目 n = 5,6,7,9,10,15 初回:協定発効日、次回以降:4月1日 (マレーシア側:1月1日)
B4*	協定発効日から5回の毎年均等な関税引 き下げ、2010年1月1日に関税撤廃	協定発効日(初回)、以降1月1日に関税引き下げ 対象品目:マレーシア側中古乗用自動車の一部等
B9*	協定発効日から10回の毎年均等な関税引 き下げ、2015年1月1日に関税撤廃	協定発効日(初回)、以降1月1日に関税引き下げ 対象品目:マレーシア側モーターサイクルの一部等
Р	協定の発効日から不均衡な関税引き下げ または、撤廃	協定発効日(初回)、以降:4月1日に関税引き下げ (マレーシア側:1月1日) 対象品目:マーガリン、ココア調製品等
Q	関税割当(先着順) 1,000トン/年度まで無税	関税割当数量枠内減免税 対象品目:生鮮バナナ、丸キャベツ
R	協定の発効後、一定期間を経て関税撤廃 等を交渉	再交渉品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

<sup>(</sup>注)関税割当方式は「日本とASEAN諸国のEPAに基づく関税割当に関する手続き」の日本マレーシアEPAの両国手続きを参照ください。 <a href="http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/asean\_tariff\_allocation.pdf">http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/asean\_tariff\_allocation.pdf</a>

日本マレーシアEPA譲許表の場合

### マレーシア側譲許表Column 5

コラム5	マレーシアの譲許スケジュールに関する注釈		
1	関税割当・・毎年100トン、枠内税率は無税、マレーシア発給の関税割当のための輸入ライセンスが必要、割当数量配分は輸入国が行い、関税割当管理は輸入国が行う		
2	協定の発効日から20%に引き下げ、11回の年均等な引き下げ		
3	協定の発効日から5%に引き下げ、11回の年均等な引き下げ		
4	関税率は10%になる		
5	(i) 協定発効日から50%、(ii) 6年目から30%、(iii) 11年目から20%、(iv) 16年目から10%以下、(v) 以降の引き下げは再協議		
6	(i) 協定発効日から20%、(ii) 4年目から10%、(iii) 6年目から無税		
7	(i) 協定の発効日から20%、(ii) 6年目から10%、(iii) 11年目から無税		
8	(i) 協定の発効日から15%、(ii) 6年目から10%、(iii) 8年目から5%、(iv) 10年目から無税		
9	(i) 協定発効日から10%、(ii) 6年目から5%、(iii) 10年目から無税		
10	(i) 協定発効日から15%、(ii) 4年目から5%、(iii) 7年目から無税		
11	(i) 協定の発効日から35%、(ii) 2007年から20%、(iii) 2008年からCEPT率(5%)以下、(iv) 2010年無税		
12	(i) 2007年末までBase Rate、(ii) 2008年からCEPT率(5%)以下、(iii) 2010年から無税		
13	協定の発効日から以下の場合、関税は適用されない(すなわち、無税) (i) 自動車および同部品、電気・電子、造船および同修理、石油・ガス、鉄製家具、缶詰製造、建設、 家庭用器具の製造業者によって輸入され、生産に直接使用される場合		

日本マレーシアEPA譲許表の場合

### 「Bn」譲許品目の段階的引き下げ・撤廃の例

(例)いちじく(生鮮のもの) HS0804.20-010

日本側譲許・・・B5(5年6回の段階的引き下げによる撤廃)

MFN税率 ····6.0%

GSP税率 ••••3.0%

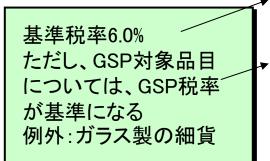
EPA特恵関税率切り下げ時期(例外あり)

1月1日:マレーシア、インドネシア、スイス、

カンボジア、チリ

4月1日:日本、シンガポール、メキシコ、タイ、 ブルネイ、フィリピン、ラオス、ペルー、

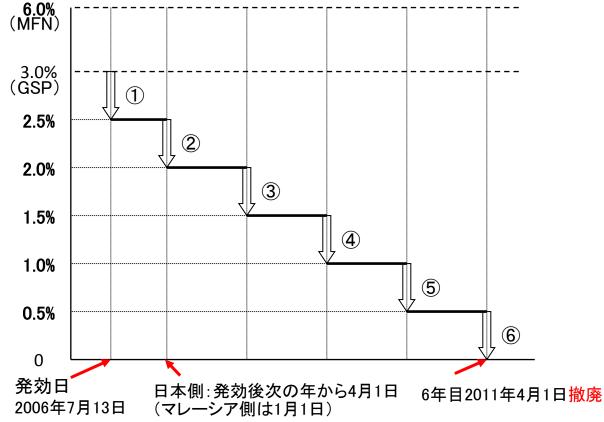
インド、ミヤンマー、ベトナム



#### X年目の税率の計算

1回目の削減幅 3÷(5+1)=0.5 X年目の税率 3.0-X×0.5

(注)協定発効後はEPA関税が 一般特恵関税(GSP関税) にとってかわることになる



## EPA特恵関税率とMFN税率-5 逆転現象

#### ★逆転現象とは?

同じHSコードの税率が経済連携協定の特恵関税よりMFN関税の方が低くなっている現象をいう

#### ★なぜ逆転現象が起きるのか?

経済連携協定の特恵関税のベースレートはMFN関税、GSP関税、その他の関税である。経済連携協定の交渉から発効までの期間(数年要する)に、様々な要因から協定の特恵関税が交渉によって決まっていても、その協定の特恵関税とは無関係にMFN関税を引き下げることがある(協定税率の交渉が一つのプレッシャーになることもあり得る)

#### ★逆転現象への対処

関税の低いMFN関税の適用を申告すればよい。

MFN関税が協定の特恵関税より低くなったことは本来、経済連携協定が目指す貿易障害の削減・ 撤廃がかなったことになり、また、特定原産地証明書の取得が不要になって、貿易自由化が一歩 進んだことになる。メキシコ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN(日本、ベトナムの税率のみ)、スイス、 ベトナム、インド、ペルーとの経済連携協定では「MFN税率がEPA税率より低い場合その低いMFN 税率を適用する」

#### ★今後の対応

- ①経済連携協定の特恵関税は協定に記述のない限り、MFN関税が協定の特恵関税より低いからといって、再交渉することはない
- ②現時点で協定の特恵関税の方がMFN関税より低くても、MFN関税はいつ協定の特恵関税より低く改定されるかはわからない。従って、定期的にMFN関税をチェックすることをお勧めする。

## 世界各国の関税率-1

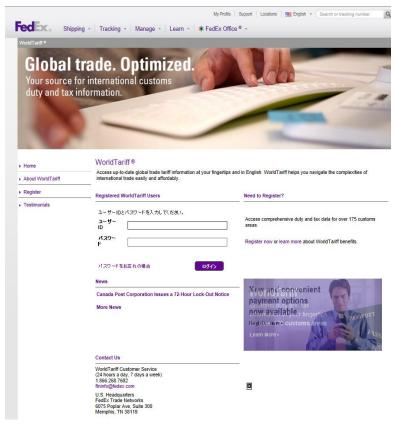
### JETROのウェブサイトからタイの関税率を調べる

http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/

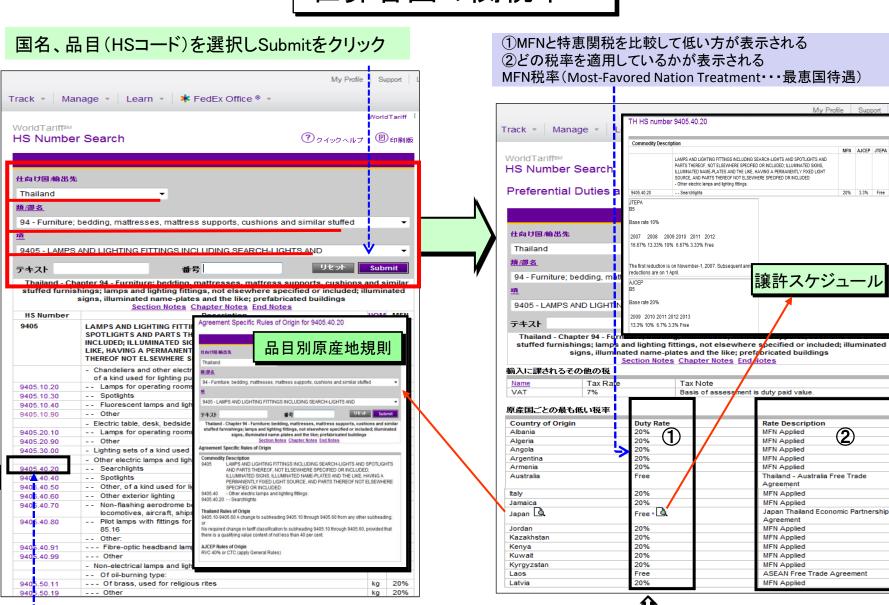


初めての方は World Tariff のユーザー登録が必要

・・・・JETROウエブサイトでユーザーIDとパスワードを (即)取得可



# 世界各国の関税率-2



HSコードをクリックすると輸出国ごとに最も低い税率が調べられる